

令和5年度 物価高騰重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

各務原市物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり7万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和5年中に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で各務原市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和5年度 **「住民税均等割が非課税」** の世帯

令和5年中に **「住民税非課税相当」** の収入となった世帯【家計急変世帯】

各務原市から価格高騰重点支援給付金(1世帯3万円)を口座振込で支給された世帯

「給付のお知らせ」を送付します。

※口座の変更等なければ手続き不要です。
※口座の変更等あれば **令和6年1月31日(水)**までに手続きをお願いします。

1. 左記以外の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
2. 令和5年6月2日以降に各務原市に転入した方がいる世帯

申請が必要です

確認書を送付します。

提出期限：令和6年3月29日(金) 必着

申請が必要です

申請日時点で各務原市に住民登録がある世帯の方は、給付金窓口にて申請書と必要書類を提出してください。

【申請窓口】
各務原市役所2階 多目的スペース

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年6月1日以前から各務原市にお住いの場合

- 各務原市から価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円)を**口座振込**で受給された世帯対象となる世帯には、支給内容や注意事項が書かれた「給付のお知らせ」が届きます。原則手続きは必要ありませんが、口座の変更や辞退のご希望がある場合はお手続きが必要です。

令和6年1月31日(水)までに、給付金窓口等でお手続きをお願いいたします。

上記以外の世帯

- 令和5年6月2日以降に各務原市に転入された方がいる世帯や前回の給付金を口座振込以外で受給した世帯

対象となる世帯には「確認書」が届きます。必要事項を記入して添付書類と一緒に、**令和6年3月29日(金)**までに提出してください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの令和5年の年収見込額が市町村民税(均等割)非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(各務原市の場合) ※ 限度額は、世帯員ごとに判定します。

家族構成(給与収入の世帯)	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
単身または扶養親族がない場合	97.0万円以下	42.0万円以下
扶養人数(配偶者含む)が1名の場合	148.0万円以下	93.0万円以下
扶養人数(配偶者含む)が2名の場合	190.4万円以下	125.0万円以下
扶養人数(配偶者含む)が3名の場合	236.0万円以下	157.0万円以下
扶養人数(配偶者含む)が4名の場合	281.6万円以下	189.0万円以下
障害者・ひとり親・寡婦の場合	204.4万円未満	135.0万円以下



給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに**令和6年3月29日(金)**までに市の申請窓口へご提出ください。

(添付書類: 収入等がわかる書類、本人確認書類の写し、振込先口座の写しなど必要です。)

お問い合わせ

各務原市「物価高騰重点支援給付金」コールセンター

☎058-201-2372 受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)

